

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和39年度 (56年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (財務適用) (平成31年4月1日)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	36.1 人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区 (中央処理区) 4処理分区 (中央分区(昭和46年)、北部第1分区(昭和46年)、影森分区(昭和62年)、北部第2分区(平成9年))		
処 理 場 数	1施設 (秩父市下水道センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し(単独で終末処理を行っている事業)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・ 現行使用料体系は令和2年11月1日に改定（前回使用料改定年月日：平成9年5月1日） ・ 基本使用料と従量使用料を併用する二部使用料制 ・ 基本使用料（1,810円）には、基本水量20 m3 を設定（2か月） ・ 従量使用料には、累進制を採用（105 円/m3～205 円/m3）				
業務用使用料体系の概要・考え方	公衆浴場は、保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、県内一律の入浴料金の統制を受けることを考慮して、公衆浴場用の使用料体系を設定 ・ 基本使用料（13,000円）には、基本水量600 m3 を設定（2か月） ・ 従量使用料は、40 円/m3 を設定				
その他の使用料体系の概要・考え方					
条例上の使用料*2 （ 20 m3 あたり ） ※ 過去3年度分を記載	平成29年度	1,620 円(税込)	実質的な使用料*3 （ 20 m3 あたり ） ※ 過去3年度分を記載	平成29年度	2,065 円(税込)
	平成30年度	1,620 円(税込)		平成30年度*3-1	2,067 円(税込)
	令和元年度	1,650 円(税込)		令和元年度*3-2	2,072 円(税込)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における1か月、20 m3あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m3を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

*3-1 法適用直前年度の打ち決算未収分を含む。

*3-2 比較のため税込換算処理をしている。

③ 組 織

職 員 数	○ 下水道課 13名 ● 下水道センター 4名	○ 課長(課統括) ○ 公共下水道 7名 ○ 農業集落排水 2名 (他事業との兼務あり) ○ 戸別合併処理浄化槽 3名 (他事業との兼務あり) ● 公共下水道 4名
事 業 運 営 組 織	平成22年度の機構改革により、それぞれ別の部局で所管されていた公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽のすべての汚水処理事業を一本化し、現在は下水道課の所管として3事業を進めています。	

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	○ 管路施設 管路施設の点検、調査、清掃、改築工事等を民間委託しています。 ○ 処理場・ポンプ場 処理場・ポンプ場の運転管理、水質検査、汚泥処分、設備保守点検業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	○ 消化ガス 汚泥処理の過程で発生する消化ガスの一部は、消化槽の加温に使用しています。 ○ 汚泥利用 平成27年度の下水道法改正(発生汚泥等の利活用)に伴い検討を行った結果、消化ガス発電については、処理規模が小さいことからコストメリットが小さいと結論を得ている。一方で、堆肥化については、コストメリットが大きいことが示されているが実現可能性について踏み込んだ調査は実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	○ 土地の有効利用 汚水の高度処理施設の将来的な整備構想に備えて確保している処理場用地の一部を、「尾田蒔・下郷テニスコート」用地としてスポーツ所管課へ貸付けています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る『経営比較分析表』の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度決算における経費回収率は、64％程度であり、受益者負担の原則に基づき、下水道使用者が負担すべき汚水処理原価 150.0 円/m³に対し、使用料の水準を示す使用料単価は 95.4 円/m³であり、使用料収入だけでは汚水処理に要する経費を賄えず、一般会計からの基準外の繰入金に依存せざるを得ない状況となっています。

下水道使用料の改定については、令和元年度に『秩父市下水道事業審議会』における審議、また、住民説明会やパブリックコメント手続きを経て、令和2年3月定例市議会において、平均改定率29%の使用料改定が可決されました。(令和2年11月1日施行)

これにより、経費回収率は、82%程度まで改善する見込みです。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

秩父市の10年後の人口推計は、コーホート変化率法による推計により現在の61,667人(令和2年4月1日現在)から52,563人(令和12年)と、およそ85％に減少するという推計結果が出ており、公共下水道処理区域内においても同様の人口減が予想されます。

【参考】公共下水道事業計画区域内人口 35,794人(R2.4.1) → 10年後85%換算の場合 30,507人

(2) 有収水量の予測

令和元年度の有収水量は 3,558,692 m³で、前年と比較すると 77,406 m³(2.13%)減少しています。事業計画区域内人口に占める処理区域内人口の割合である人口整備率は 97.8%であり、ほぼ概成に近づいていることから、処理区域内人口の減少に連動して、有収水量も減少していくものと推測されます。

計画始期の令和3年度 3,439,425 m³、計画終期の令和12年度 2,974,353 m³ (平均 ▲1.50%/年を推測しています。)

(3) 使用料収入の見通し

令和元年度の使用料収入は 339,383千円(税抜)で、使用料単価は 95.4 円/m³ であり、国が要請する全国平均単価の 150 円/m³ を大きく下回っています。

令和元年度の『秩父市下水道事業審議会』からの答申を踏まえて、令和2年11月1日に平均改定率29%の改定を行いました。

計画始期の令和3年度の使用料収入は 421,674千円(税抜)、使用料単価 122.6 円/m³を予測していますが、有収水量の減少に連動して、使用料収入も減少していくと推測されます。

使用料の見直しについては、秩父市下水道事業審議会からの答申において、概ね5年度ごとに行うことが適当とされていることから、令和6年度中には、国が要請する全国平均単価の 150 円/m³の改定に向けて検討を進める予定です。

(4) 施設の見直し

昭和27年に事業認可を受け下水道整備に着手し、令和元年度末時点の污水管及び合流管の総延長は206kmであり、布設後50年以上経過した管きょは、約20%にあたる42kmとなっています。これが、10年後には、約37%にあたる77kmに、20年後には、約51%にあたる105kmに達し、急速に老朽化が進んでいます。処理場(昭和55年供用開始)、大畑污水中継ポンプ場(昭和60年)、武之鼻污水中継ポンプ場(昭和62年)、影森污水中継ポンプ場(平成5年)、大野原污水中継ポンプ場(平成12年)についても電気設備、機械設備の老朽化が進んでいます。令和2年3月に策定した『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づき、国の補助金等を活用し投資の平準化を図りながら、計画的な施設の更新に努めています。

(5) 組織の見直し

第2次秩父市定員適正化計画において、公営企業会計職員の定員管理については“各事業の経営状況及び市の財政状況を踏まえ、各部門において、適正に定員管理を行うもの”とされています。公共下水道事業は面整備拡大の時代から、維持管理・施設更新の時代へと移行していますが、今後も技術職員の確保と下水道法第22条で要求される資格取得を図っていく。有収水量の減少による使用料収入の減少が予測されることから、包括的民間委託等を検討し、職員が減少しても事業の継続ができる体制を検討していきます。

3. 経営の基本方針

◇ 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進

下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要です。経営の状況については、これまでに、「経営比較分析表の公表(平成22年度から)」、「公営企業会計の適用(平成31年度から)」を進めて見える化を図ってきました。また、令和2年11月の下水道使用料改定に至る過程においては、「下水道事業審議会での審議」、「住民説明会」、「パブリックコメント手続き」等、住民の参画の機会を図っていきました。今後については更に、「経営戦略の策定・改定」を通じて、情報の共有化に努めます。

◇ 経営努力の徹底

下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、可能な限り下水道使用料改定率の低減化を図り、住民及び事業者の負担を軽減する必要があります。将来の下水道使用料改定率を低減していくために、更なる経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に一層努め、不断の経営努力を行います。

◇ 中長期的な視点からの適切な収支構造への見直し

今後、有収水量の減少による使用料収入の減少が予測される中、下水道事業を持続可能なものとするためには、中長期的な見直しを立てて、費用構造等を踏まえた適切な収支構造へと適時適切に見直ししていく必要があります。経営戦略の策定・改定を通じて、その投資計画の前提となるストックマネジメント計画の見直し等、適宜現状を分析、評価し改善を図ります。また、下水道未整備地区については、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、地域の実情に応じて、経済比較等を基本とした最適な汚水処理システムへの見直しを行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	秩父市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な施設の管理に努めています。 ○ 管渠の緊急度Ⅰ＋Ⅱの割合 投資なしの場合：(R3)38% → (R12)50% 投資ありの場合：(R3)38% → (R12)42% ○ 処理場・ポンプ場の健全度2以下の施設・設備の割合 (R3)約40% → (R23)約5%

緊急度：管渠に対して従来から用いられている施設の機能や状態の健全さを示す指標(健全度Ⅰ～Ⅲ、劣化なし)であり、対策が必要と判断された施設において、対策を実施すべき時期を定めたもの。

健全度：評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標(健全度1～5)であり、状態監視保全施設の診断の際に修繕、改築等の対策手法の判断を行うためのもの。

◇ 投資の目標に関する事項

平成6年度・7年度に建設した汚泥焼却施設財源として借入れた起債の償還が終了する令和7年度までは資金繰りが非常に厳しい状況が続く。新規借入れ額を令和8年度以降の企業債償還金額と同程度の約3億5,000万円/年を限度とするために、建設投資額の上限を約6億1,000万円/年(国庫補助対象事業：約4億9,000万円/年、単独事業：約1億2,000万円/年)とします。

◇ 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

下水道の面整備拡大は、ほぼ概成に近づいていることから、管路建設費は、約2,000万円/年としています。秩父市下水道ストックマネジメント計画実施方針(管路施設編)に基づき、管路改築費は、約2億6,000万円/年(国庫補助対象事業)としています。秩父市下水道ストックマネジメント計画実施方針(処理場・ポンプ場施設編)に基づき、処理場・ポンプ場改築費は、約2億3,000万円/年(国庫補助対象事業)としています。その他、更新事業に係る単独事業費として、約1億円を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	
		秩父市下水道事業審議会の答申(令和2年1月)を踏まえて、現行の使用料算定期間(令和2年度から令和6年度までの5年間)が終了する令和6年度までに下水道使用料の見直しを行います。 収支構造が改善する令和8年度以降を目標に、基準外の繰入金をゼロにしていきます。

◇ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入の基礎となる有収水量は、▲1.50%/年 減少すると推測しています。令和元年度の使用料単価 95.4円/m³ は、令和2年11月施行の使用料改定により、122.6円/m³ まで改善する見込みです。また、令和6年度までに使用料の見直しを行い、令和7年度以降は、国が要請する全国平均単価の 150円/m³ を目標に使用料の適正化を図っていきます。

◇ 企業債に関する事項

平成6年度・7年度に建設した污泥焼却施設財源として借入れた起債の償還が終了する令和7年度までは資金繰りが非常に厳しい状況が続きます。企業債残高は、令和元年度末現在 48億3,178万円ありますが、令和7年度末には 40億8,508万円まで減少し、以後40億円程度で推移するよう新規借入額を抑制していきます。

◇ 繰入金に関する事項

令和元年度の一般会計からの繰入金は、5億3,149万円(うち基準外繰入金 3億1,977万円)であり、繰入金に依存した経営となっている。令和2年11月施行の使用料改定により、令和3年度には、4億4,149万円(うち基準外繰入金 2億2,198万円)まで減少する。令和8年度には、企業債償還金が大きく減少する見込みであること、また次期使用料改定を経て、繰入金は、2億5,534万円(基準外繰入金 ゼロ)を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◇ 職員給与費に関する事項

職員数は、12人(事務部門:4人、管路施設維持管理部門:2人、管路建設改良部門:2人、処理場・ポンプ場施設維持管理部門:4人)で、ほぼ同額を見込んでいます。

◇ 動力費に関する事項

処理場動力費の削減を目的に送風機の更新を検討していますが、導入機器等が決定していないため、収支計画には動力費の減少を反映していません。

◇ 薬品費に関する事項

直近の実績を踏まえて、ほぼ同額を見込んでいます。

◇ 修繕費に関する事項

直近の実績を踏まえて、ほぼ同額を見込んでいます。

◇ 委託費に関する事項

処理場・ポンプ場施設の包括的民間委託については検討段階に至っていないため、委託業務の労務単価の上昇分を考慮し、0.3%/年の微増を見込んでいます。

◇ 支払利息に関する事項

令和元年度の支払利息は、8,849万円であり、企業債元利償還金の 17.7%を占めている。令和8年度には、企業債残高の減少及び借入利率の低下に伴い、3,669万円(企業債元利償還金の 9.9%)まで減少すると見込んでいます。収支計画では、利率見直し方式(10年ごと)を適用し低利率の借入れを図っています。

◇ 減価償却費に関する事項

秩父市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく、管路施設、処理場・ポンプ場施設の改築更新に伴い、令和元年度の減価償却費 4億5,091万円が、令和12年度には、5億7,257万円まで増加すると見込んでいます。ただし、改築更新事業の財源として、国の補助金を活用するため、減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた『実質的な減価償却費』は、令和元年度 2億3,044万円から令和12年度は、3億876万円程度になると見込んでいます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	埼玉県生活排水処理施設整備構想の『広域化・共同化計画』において、以下の取組を掲載している。 ① 下水汚泥の共同処理(単独公共下水道 → 流域下水道) 実施に向けて検討していきます。 ② 埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会(平成28年度設立)を核とした連携
投資の平準化に関する事項	秩父市下水道ストックマネジメント計画に基づき、適正な点検・調査によって下水道施設の状態を把握し、劣化した施設に対し、リスク評価による優先順位を考慮した対策を行うことにより、適正かつ合理的な施設管理に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後、ストックマネジメント計画に基づく管路施設、処理場・ポンプ場施設の更新が継続的に予定されていることから、国土交通省の官民連携に関する各種ガイドライン等を参考にしながら、導入の可能性について検討してまいります。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	秩父市下水道事業審議会の答申(令和2年1月)を踏まえて、現行の使用料算定期間(令和2年度から令和6年度までの5年間)が終了する令和6年度までに下水道使用料の見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	汚水の高度処理施設の将来的な整備構想に備えて確保している処理場用地の一部を、「尾田蒔・下郷テニスコート」用地としてスポーツ所管課へ貸付けています。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場・ポンプ場施設の維持管理については、現状の仕様書発注方式ではなく、性能発注方式によって一連の業務を民間企業に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的なサービス提供が行えるように包括的民間委託の導入を検討していきます。なお、民間活力を活用する場合であっても、職員の技術力が低下しないよう適切な措置を講じていきます。
職員給与費に関する事項	処理場・ポンプ場施設の包括的民間委託の導入を検討し、実現可能であれば、それに伴う職員数の削減を反映していきます。
動力費に関する事項	処理場動力費の削減を目的に送風機の更新を検討しています。
薬品費に関する事項	処理場・ポンプ場施設の包括的民間委託の導入を検討し、薬品調達に関しても委託範囲に含めることが有利であるか検討してまいります。
修繕費に関する事項	処理場・ポンプ場施設の包括的民間委託の導入を検討し、修繕費に関してもリスク分担等を勘案しながら委託範囲に含めることが適切であるか検討してまいります。
委託費に関する事項	処理場・ポンプ場施設の包括的民間委託について、国土交通省の官民連携に関する各種ガイドライン等を参考にしながら、導入の可能性について検討してまいります。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、決算状況により収支計画と実績との乖離を確認し、概ね5年ごとに収支計画の見直し(ローリング)及び経営戦略の改定を行う方針とする。
---------------------	---

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 算 込 〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		前年度	当年度												
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		467,658	473,596	547,337	537,692	530,843	523,358	561,121	598,745	593,525	587,544	581,985	576,790
		(1) 料 金 収 入		339,383	349,541	421,674	414,379	407,085	399,799	436,385	473,428	466,611	459,798	452,993	446,153
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		68	12	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		(3) そ の 他		128,207	124,043	125,643	123,293	123,738	123,539	124,716	125,297	126,894	127,726	128,972	130,617
		2. 営 業 外 収 益		620,249	618,753	537,408	519,986	490,277	486,280	447,270	391,700	409,480	425,813	443,509	464,558
		(1) 補 助 金		386,278	397,083	312,412	298,294	266,913	252,664	207,575	146,002	159,077	172,811	186,414	200,752
		他 会 計 補 助 金		379,778	375,083	289,412	275,294	243,913	229,664	184,575	123,002	136,077	149,811	163,414	177,752
		そ の 他 補 助 金		6,500	22,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		220,467	212,927	212,407	210,331	214,688	226,360	232,439	238,446	245,003	251,152	257,095	263,806
		(3) そ の 他		13,504	8,743	12,589	11,361	8,676	7,256	7,256	7,252	5,400	1,850		
		収 入 の 計 (C)		1,087,907	1,092,349	1,084,745	1,057,678	1,021,120	1,009,638	1,008,391	990,445	1,003,005	1,013,357	1,025,494	1,041,348
収 益 的 支 出	支 出	1. 営 業 費 用		857,501	848,363	870,361	860,320	883,434	900,919	918,847	935,673	953,293	971,198	988,602	1,007,530
		(1) 職 員 給 与 費		86,665	92,005	93,845	84,460	84,460	84,460	84,460	84,460	84,460	84,460	84,460	84,460
		基 本 給 付 費		48,421	50,840	51,857	46,671	46,671	46,671	46,671	46,671	46,671	46,671	46,671	46,671
		退 職 給 付 費													
		そ の 他		38,244	41,165	41,988	37,789	37,789	37,789	37,789	37,789	37,789	37,789	37,789	37,789
		(2) 経 費		319,930	310,321	331,991	331,744	345,279	345,904	346,563	347,438	348,139	348,947	349,689	350,505
		動 力 費		50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559
		修 繕 費		20,643	18,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075	23,075
		材 料 費		136	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
		そ の 他		248,592	241,537	258,207	257,960	271,495	272,120	272,779	273,654	274,355	275,163	275,905	276,721
(3) 減 価 償 却 費		450,906	446,037	444,525	444,116	453,695	470,555	487,824	503,775	520,694	537,791	554,453	572,565		
2. 営 業 外 費 用		95,555													

投資・財政計画

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	173,000	109,600	310,600	192,700	345,300	346,300	347,500	349,700	350,900	353,100	354,300	356,500
	うち 資本 費 平 準 化 債	40,000	50,000	70,000									
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	10,753	8,602	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	32,000		83,000	123,106	246,911	247,774	248,649	250,336	251,251	252,939	253,823	255,548
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	10,844	12,053	10,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000			
	9. そ の 他	1,825	449										
	計 (A)	228,422	130,704	417,680	335,886	611,291	612,154	613,229	616,116	617,231	620,119	622,203	626,128
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	228,422	130,704	417,680	335,886	611,291	612,154	613,229	616,116	617,231	620,119	622,203	626,128
	1. 建 設 改 良 費	180,357	78,337	342,458	331,036	607,477	609,461	611,474	615,355	617,460	621,341	623,374	627,342
	うち 職 員 給 与 費	10,753	8,602	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080
	2. 企 業 債 償 還 金	410,201	409,699	403,013	411,301	402,852	386,539	385,300	333,589	340,806	340,998	340,939	330,148
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	590,558	488,036	745,471	742,337	1,010,329	996,000	996,774	948,944	958,266	962,339	964,313	957,490
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		362,136	357,332	327,791	406,451	399,038	383,846	383,545	332,828	341,035	342,220	342,110	331,362
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	132,627	338,856	245,794	247,033	264,821	270,099	281,380	291,501	301,958	308,728	308,515	297,563
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額			59,319	141,061	101,893	81,230	69,453	8,326	5,876			
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	229,509	18,476	22,678	18,357	32,324	32,517	32,712	33,001	33,201	33,492	33,595	33,799
計 (F)		362,136	357,332	327,791	406,451	399,038	383,846	383,545	332,828	341,035	342,220	342,110	331,362
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		4,831,779	4,531,680	4,439,267	4,220,666	4,163,114	4,122,875	4,085,075	4,101,186	4,111,280	4,123,382	4,136,743	4,163,095

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分		520,741	507,135	427,414	409,242	376,086	360,223	316,018	255,338	267,712	279,165	292,168	307,877
	うち 基 準 内 繰 入 金	211,729	200,387	219,516	211,239	222,301	228,294	242,835	255,338	267,712	279,165	292,168	307,877
	うち 基 準 外 繰 入 金	309,012	306,748	207,898	198,003	153,785	131,929	73,183					
資 本 的 収 支 分		10,753	8,602	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080					
	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金	10,753	8,602	14,080	14,080	14,080	14,080	14,080					
合 計		531,494	515,737	441,494	423,322	390,166	374,303	330,098	255,338	267,712	279,165	292,168	307,877

経営比較分析表（令和元年度決算）

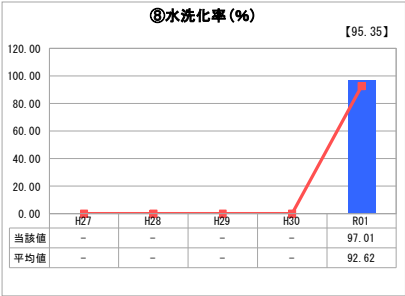
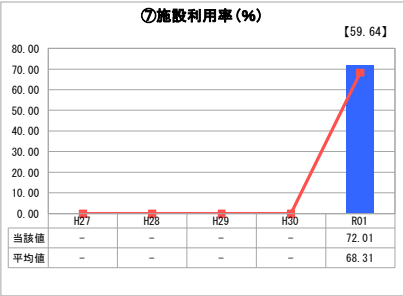
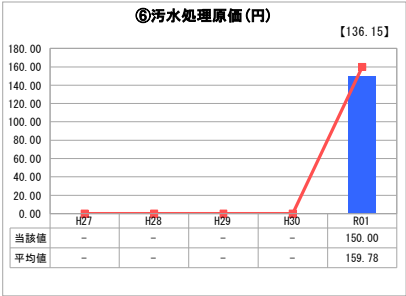
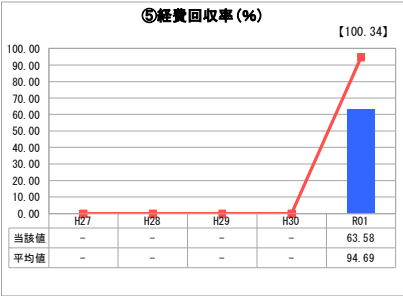
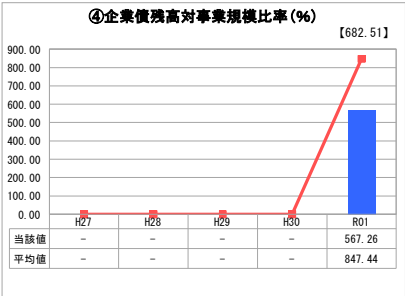
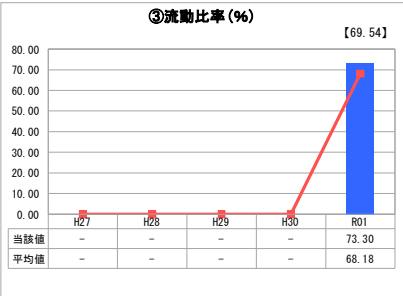
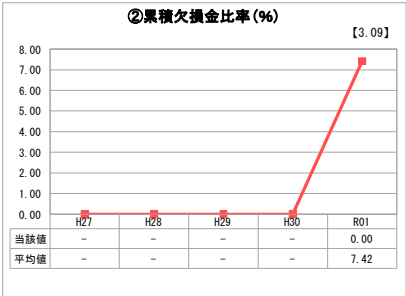
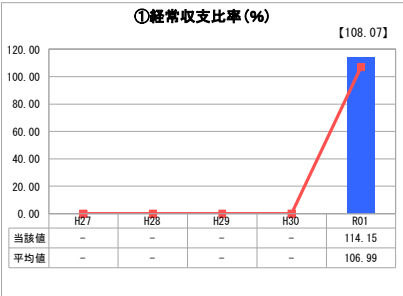
埼玉県 秩父市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	58.96	56.74	57.20	1,650

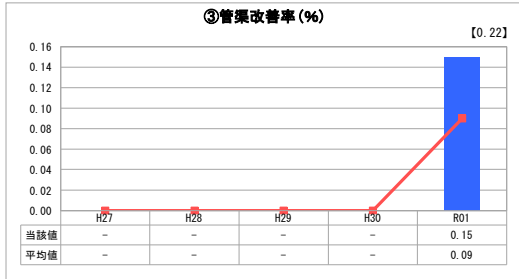
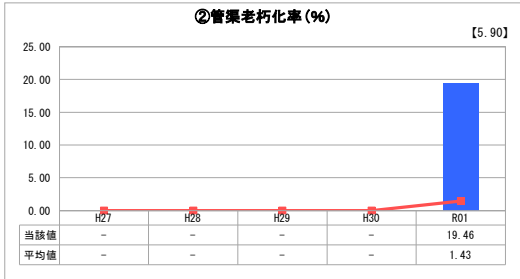
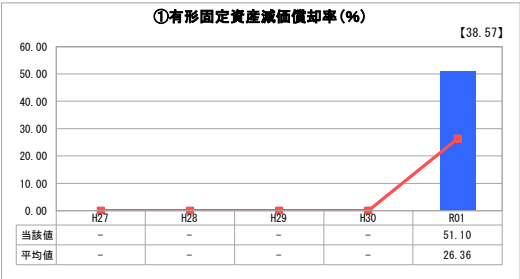
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
62,005	577.83	107.31
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
34,990	9.68	3,614.67

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価

経常収支比率は100%を超えているが、経費回収率は100%を下回っていることから、一般会計からの赤字補填の繰入金で経営を維持している現状である。経費回収率は、64%程度であり類似団体平均の95%に比して大きく下回っているため、令和2年11月に平均改定率29%増の使用料改定を行った。これにより、経費回収率は82%程度まで改善する見込みである。汚水処理原価は、分流式下水道に要する繰出金等により、今後も150円/m3で高止まりすることが推測される。

③流動比率

流動比率は73%であり、資金繰りが十分確保されているとはいえない。これは、地方公営企業会計への移行初年度であり、引継現金が少なかったためである。維持管理費の削減に努め純利益を十分に確保し資金の増加を図る必要がある。

④企業債残高対事業規模比率

汚泥焼却施設建設のために借入れた企業債の償還が完了する令和7年度までは、資金繰りが非常に厳しい状態が続く。新規借入れの抑制により、令和8年度には450%程度まで改善すると推測している。

⑦施設利用率

晴天日最大処理能力21,000m3に対して、72%の施設利用率となっている。なお、令和元年度における晴天日最大処理量は、25,175m3を記録しており、日によって処理能力の120%の施設利用率の時がある。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率

全国平均、類似団体平均を大きく上回っている。これは、令和元年度から地方公営企業法を適用した際、資産の老朽化度合いを適切に把握するため、資産取得時の取得価額を減価対照表に計上するとともに、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した減価償却累計額を計上する取り扱いにしたためである。昭和28年から管渠の建設が始まり、処理場については、昭和55年の供用開始から40年が経過しているため、有形固定資産減価償却率は高い傾向にある。

②管渠老朽化率

下水道管渠延長214kmに対して、法定耐用年数を超えた管渠は約42km(19%)ある。10年後には37%、20年後には51%まで急速に増加する見込みであり、ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な管理を進めている。

全体総括

下水道事業の経営の健全化のためには、使用料の見直しによる財源確保とストックマネジメント計画に基づく投資の最適化、維持管理の効率化による汚水処理原価の削減等、不断の努力が必要である。

また、これらの取組状況や経営の実態等を広く住民にも情報発信し相互理解を図ることが重要である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。